

学校感染症と出席停止について（通知）

下記の病気は他の生徒に感染するおそれがありますので、学校保健安全法により出席停止となります。出席停止期間は欠席扱いになりません。登校する際は、下記の治癒証明書を主治医に記入していただき、学校へ提出してください。

学校で予防すべき感染症の種類		出席停止期間
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう 南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性 灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、重症急性呼吸器症候 群、中東呼吸器症候群、特定鳥インフルエンザ	治癒するまで
第2種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌薬療法が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹がかさぶたになるまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状の消退後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	結核 及び 髄膜炎菌性髄膜炎	感染のおそれがないと認めるまで
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、バラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

*出席停止期間は基準であって、主治医の証明があればこの限りではありません

< 治癒証明書 >

群馬県立太田東高等学校長 様

年次 組 氏名

上記の生徒は [_____] のため、出席停止となっておりましたが、他への感染のおそれなくなりましたので、登校可能と判断します。

■ 出席停止期間 [月 日 ~ 月 日]

令和 年 月 日

医療機関名

医師名

印